

しゅうがくえんじょ

就学援助のお知らせ（令和3年4月～8月分）

新たに就学援助を申請する方のためのお知らせです。すでに認定されている方（令和2年9月以降に継続認定・新規認定された方、小学校入学前に新規認定された方）はあらためて申請する必要はありません。

名古屋市では、経済的な理由により、お子さんを小・中学校へ就学させるのに困りの方に対して、給食費や学用品費など学校での学習に必要な費用を援助する事業を行っています。援助を受けるには申請が必要です。

就学援助の対象となる方は、一定の条件にあてはまる方です。お知らせの3ページをご覧ください。

（お問い合わせ先）名古屋市教育委員会学事課（TEL 052-972-3217、FAX 052-972-4175）または 通学先の学校
 名古屋市公式ウェブサイト [就学援助](#) [サイト内検索](#)

1 支給内容

※9月分以降の支給額は参考です。9月分以降の支給を受けるには、6月頃あらためて手続きが必要です。

		4～8月分 6月1日頃支給	【参考】9月以降認定された場合に支給予定	
			9～12月分 10月25日頃支給	1～3月分 1月25日頃支給
学用品費等	小学校1年	5,670円	4,320円	3,240円
	小学校2～6年	6,680円	5,040円	3,780円
	中学校1年	10,690円	8,200円	6,150円
	中学校2・3年	11,560円	9,000円	6,750円
オンライン学習通信費		5,000円	4,000円	3,000円
入学準備金	小1 51,060円 中1 60,000円 ※4月時点で就学援助を受けている児童生徒に、6月1日頃支給します。 ※入学前に他の市町村から入学準備金等を受給された場合、支給対象外となります。ただし、受給額が本市よりも低額だった場合は、その差額を支給します。			
卒業アルバム代等	小6・中3	3/1時点で就学援助を受け、卒業アルバム等を購入する児童生徒に支給		実費額
学校給食費	全学年	学校長から給食実施機関に支払い（保護者に直接支給はされません。） 中学校でスクールランチ実施校は、実際に飲食した金額を保護者に支給 4月分は6/1頃、その他の月は翌月25日頃支給		実費額
野外活動費	小5・中2	実施時点で就学援助を受け、野外活動に参加した児童生徒に支給 支給は実施後（通常2～3ヵ月後になります。）		実費額
修学旅行費	小6・中3	実施時点で就学援助を受け、修学旅行に参加した児童生徒に支給 支給は実施後（通常2～3ヵ月後になります。）		実費額
通学交通費	特別な教育的配慮により、小学校4km以上・中学校6km以上の通学距離がある学校へ、公共交通機関を利用して通学する児童生徒に実費を支給（特別支援学級への通学については、通学距離を問いません。） 支給月は7月（継続された場合10月、1月）			
学校病医療費	学校の指示で治療した学校病の治療費を、学校長から医療機関に支払い（保護者に直接支給はされません。）			
学校生活管理指導表文書費	全学年	食物アレルギー、心臓・腎臓関連の疾患に関して医師が作成する学校生活管理指導表の文書料を支給。医療機関の領収書が必要 4、5月分は6/25頃、その他の月は翌月25日頃支給		実費額 (限度額3,000円)

- ※学用品費等は、学期途中で認定された場合は上記の額の一部が支給されます。
- ※オンライン学習通信費は、お子さんの通学している学校でタブレット端末を活用した家庭学習が開始された月の分から支給します。
- ※生活保護受給世帯は、修学旅行費と学校病医療費のみ支給します。その他は生活保護費で支給されます。
- ※学校病とは、トラコーマ、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎、むし歯、アデノイド、寄生虫病、特定の皮膚病です。治療の際には、必ず「治療明細書」等を事前に学校から受け取り、医療機関へお持ちください。なお、子ども医療証、ひとり親家庭医療証がある場合は、そちらを優先します。
- ※保護者が口座振替を申し込まれた場合、原則として保護者口座へ直接振り込みます。ただし、学校徴収金のうち就学援助の対象となっているものについて未納が生じた場合、口座振替の申し込みをされていても、学校に支払う場合があります。振込名義は「エンジョナゴヤシ」です。支給時期は、若干ずれることがあります。

2 提出書類

就学援助費受給申請書（このお知らせの最後のページをコピーするか、切り取ってお使いください）
名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードもできます。

※ 就学援助の認定にあたって必要な情報（所得情報など）を教育委員会で確認することに同意されない場合、証明書類が必要です。詳しくは3ページをご覧ください。

3 提出期限

(1) 令和3年4月からの認定をご希望の方 **令和3年4月15日（木）までに学校へ提出**

(2) 申請は令和3年5月以降も随時受け付けています（8月を除く）。ただし、就学援助費の支給は、申請が受け付けられた翌月分以降が対象となります。（例：令和3年5月に不備なく申請・受付完了→6月分から支給開始）

※ (1)の期限までに提出できない場合は学校へご相談ください。

4 認定期間

認定期間は令和3年8月までです。

※9月以降も引き続き就学援助を希望される場合は、継続申請が必要です。継続申請の手続については、6月頃に学校を通じてご案内する予定です。

※令和3年4月～7月に申請できなかった方や、認定されなかった方も、9月以降に要件を満たせば新規申請していただくことができます。9月以降の新規申請の手続については、9月上旬に学校を通じてご案内する予定です。

5 申請のご注意

(1) 受給申請書の世帯状況欄には必ず「児童生徒」「保護者」を含む「同一世帯の方全員」を記入してください。

就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母等で生計や住民票を別にしていても、同じ家に住んでいる方は同一世帯とみなします。

単身赴任などにより、同じ家には住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も同一世帯に含みます。

(2) 援助を希望するお子さんが2人以上いる方は、お子さん一人ひとりについてそれぞれ申請してください。お子さんが小学校と中学校にいる場合は、それぞれの学校へ申請してください。（ごきょうだいも就学援助を受けていても自動的に認定はされません）。

(3) 申請後、世帯状況が変わる場合（保護者変更、再婚、転居、祖父母と同居、世帯員の増加等）は、必ず、すみやかに学校へご連絡ください。

(4) 申請内容に修正や誤りがあることが判明し、認定要件を満たさなくなった場合は認定を取り消すことがあります。

(5) 同意に基づき、教育委員会が就学援助受給資格の審査のために必要な情報（住民基本台帳情報・生活保護情報・児童扶養手当情報・所得情報）を閲覧・確認した結果、申請内容に疑義がある場合、事情を確認する場合があります。

(6) 申請内容に疑義がある場合、職権で世帯状況や所得等の確認をさせていただく場合があります。

(7) 地震や豪雨等で被災された方の手続きについては、学校へご相談ください。

6 その他

就学援助に関する情報は、個人情報のため、他人に知られることのないように事務処理を行います。また、就学援助を受給していることが他の児童生徒に知られることのないように配慮します。

再婚等により世帯に新たな構成員が加わった場合、いったん就学援助の支給を停止します。引き続き就学援助を希望する場合は、新しい世帯構成で再申請していただきます。世帯構成に変更が生じた場合は、すみやかに学校に連絡してください。離婚等により世帯の構成員が減った場合については、就学援助の支給を引き続き行います。

就学援助の対象となる方と必要となる証明書類

(1) 就学援助の対象となる方

下表の申請項目 1～4 のいずれかに該当する方が就学援助の対象となります。

(2) 必要となる証明書類

就学援助費受給申請書の「同意」欄に世帯主が氏名を自署し、同意した場合、就学援助受給資格の審査にあたり必要な情報を教育委員会で確認しますので、**証明書類（児童扶養手当証書・市民税県民税証明書など）は必要ありません。**

ただし、令和2年1月2日以降に名古屋市に転入された場合や所得の申告をされていない場合など、教育委員会で確認した結果、必要な情報が得られない場合は、別途、必要書類を提出していただきます。単身赴任などにより、世帯に含まれるが、お子さんと住所が異なる方がいる場合は、必要な情報を取得することができないため、必要書類を提出していただきます。

また「同意欄」に世帯主が自署せず、同意しない場合は、以下の区分ごとに必要書類を添付してください。

申請項目	添付書類（「同意欄」に世帯主が自署せず、同意しない場合など）	証明書の発行場所											
1 生活保護法に規定する要保護者	証明書不要												
2 令和元年4月2日以降生活保護が停止または廃止された方	保護決定通知書（停止・廃止） ※世帯変更を理由として廃止された場合(再婚等)は該当しません。	区役所民生子ども課 支所区民福祉課 (社会福祉事務所)											
3 児童扶養手当が支給された方	児童扶養手当証書 ※ 社会福祉事務所長の押印がされたページのコピーが必要です。 ※ 受給期間が【令和元年11月以降】であることが必要です。 ※ 児童手当、ひとり親家庭手当、愛知県遺児手当、特別児童扶養手当は該当しません。 ※ 父母のいずれかが重度の障害を有することにより児童扶養手当を受給している場合は、重度の障害を有していることがわかるもの（障害者手帳のコピー等）を添付してください。	区役所民生子ども課 支所区民福祉課 (社会福祉事務所)											
4 経済的にお困りの方	※世帯全員分必要です (所得税法上扶養されている方、高校生以下の方は除く)	市民税・県民税証明書（コピー可） 【令和2年度(令和元年分所得)】											
	<p>この項目で申請できるのは、世帯全員の令和元年の所得の合計額が下の所得基準額以下の場合です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯の人数</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得基準額 (収入目安)</td> <td>246万9千円 (376万円)</td> <td>276万9千円 (414万円)</td> <td>314万6千円 (460万円)</td> <td>372万6千円 (533万円)</td> <td>409万7千円 (579万円)</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 7人世帯以上は6人世帯の所得基準額に1人増すごとに48万9千円を加えた額。 上段の所得基準額が認定基準です。下段（ ）の額は給与所得者の収入額の目安です。 生計を維持している方の傷病や失業(解雇、倒産)などやむを得ない事情※で収入が激減した場合、所得が基準額を超過しても配慮する場合があります。まず、学校へご相談ください。 ※ 定年・自己都合退職は該当しません。 		世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	所得基準額 (収入目安)	246万9千円 (376万円)	276万9千円 (414万円)	314万6千円 (460万円)	372万6千円 (533万円)
世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯								
所得基準額 (収入目安)	246万9千円 (376万円)	276万9千円 (414万円)	314万6千円 (460万円)	372万6千円 (533万円)	409万7千円 (579万円)								

注1 就学援助での「世帯」とは、同じ家に住んでいる方すべてをいいます。祖父母等で生計や住民票を別にしている方も、同じ家に住んでいる方は同一世帯とみなします。単身赴任などにより、お子さんと同じ家には住んでいないが、その世帯の生計を維持している方も同一世帯に含みます。同一世帯の方全員を申請書の世帯状況欄に記入してください。

注2 世帯全員が、同じ項目に該当していることが必要です（申請項目3を除きます）。

(様式1)

《ご注意ください》

新規

すでに認定されている方(令和2年9月以降に継続認定・新規認定された方、小学校入学前に新規認定された方)は、申請不要です。

就学援助費受給申請書

(認定期間：令和3年8月まで)

(宛先) 名古屋市教育委員会

年 月 日

名古屋市立 _____ 学校長

就学援助費の支給を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

就学援助の認定がされた場合には、就学援助費の請求・領収及び返納に関する事務を学校長に委任するとともに、これら委任した事務を復委任することを承諾します。また、学校徴収金について未納が生じた場合は、就学援助費を学校徴収金に充当することを学校長に委任します。(名古屋市立学校へ転校した場合、これらの委任行為は転校先の学校長に移ることとします。)

申請者(保護者)

氏 名(自署)

住所	町名、番地・番号、アパート・マンション名、部屋番号			
	名古屋市 区			
世帯状況 (同居している方全員を記入)	氏 名	続 柄 (児童生徒から見て)	生 年 月 日	職業又は在学学校名・学年
	フリガナ	児童生徒本人	・ ・	名古屋市立 _____ 学校 第 _____ 学年
		保護者 続柄()	・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
			・ ・	
申請項目・理由	(該当する項目の番号を1つだけ○で囲んでください。)			
	1	生活保護を受けている		
	2	生活保護が停止又は廃止された		
	3	児童扶養手当が支給された		
	4	経済的に困窮している(該当する申請理由に「✓」をつけてください。) <input type="checkbox"/> 所得が基準額以下である <input type="checkbox"/> その他(生計維持者の傷病・失業(解雇・倒産)による収入激減、海外から転入したため所得証明ができないなど) ※具体的に記入してください。申請にあたっては、事前に学校に相談してください。		
同意	就学援助の審査のために、教育委員会が、同居家族全員の住民基本台帳情報、生活保護情報、児童扶養手当情報及び所得情報を閲覧し、必要な情報を確認すること、また、申請書の記載事項及び調査・閲覧事項を事務処理に活用することに同意しますか？			
	○A を・ つB けの てい くず だれ さか いに	A はい、同意します。 ※下記に世帯主が署名してください↓ ※申請の際、証明書類は不要です。ただし該当データが取得できない場合は、証明書を提出していただきます(申請項目「4」で申請の場合、令和2年1月1日現在名古屋市に住民登録のなかった方の所得情報については証明書が必要です)。 ※署名がない場合は同意がないものとします。		
		世帯主氏名(自署) (祖父母等、同居家族に住民票上世帯分離している方がいる場合、その世帯の世帯主も署名してください。)		
		世帯主氏名(自署)		
	B いいえ、同意しません。必要な証明書類を添付します。			
備考		認定者番号		

この欄は学校が記入します。

この印刷物は、古紙パルプを含んだ再生紙を使用しています。